

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 13 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

福祉施設や在宅の要配慮者に対する資格確認書の交付等について

平素より厚生労働行政につきまして、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証(健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)を基本とする仕組みに移行する中で、資格確認書の取扱いに関して、マイナ保険証を保有していない方については、本人からの申請によらず職権で交付することに加え、高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方(以下「要配慮者」という。)については、マイナ保険証を保有している場合でも、申請に基づき資格確認書を交付する取扱いとしていところでは。

今後、国民健康保険の各保険者で発行している従来の健康保険証の有効期限が順次到来していく中で、マイナ保険証を保有していない方だけでなく、マイナ保険証を保有する要配慮者についても、これまでどおり保険診療を受けられるよう、福祉施設の利用者や、在宅の要介護者なども含め、必要な場合には資格確認書の申請を行っていただく必要があります。

つきましては、以下のとおり、資格確認書の申請交付等の取扱いをお示ししますので、関係方に周知をお願いいたします。

記

1 資格確認書の申請交付について

マイナ保険証を保有していない方や、後期高齢者医療制度の加入者については、申請によらず資格確認書が交付されるほか、マイナ保険証を保有する要配慮者については、医療機関等の受診の際にマイナ保険証の利用が困難な場合には、加入先の保険者に対して申請をすることで資格確認書の交付を受けることができます。国民健康保険の加入者であれば、発行済みの健康保険証の有効期限が7月末とされている場合が多いところ、保険者ごとに設定されている有効期限に応じ、期限前に余裕をもって資格確認書の交付申請を行っていただくよう呼びかけをお願いいたします。（なお、後期高齢者医療制度の加入者については、令和8年8月の年次更新までの間は、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を交付することとしている（以下「暫定運用」という。）ため、現時点では必ずしも積極的に資格確認書の交付申請を行う必要はありませんが、暫定運用終了後の年次更新においても引き続き資格確認書の交付を受けることを目的に、交付申請を行うことは可能です。）

呼びかけを行うに当たっては、「「高齢者・障害者等の要配慮者の方々におけるマイナンバーカードの健康保険証利用について（支援者・ご家族向けご説明資料）」及び高齢者・要配慮者向けリーフレットについて（周知依頼）」（令和6年11月7日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課等事務連絡）の中でお示ししたマニュアル（説明資料）（※1）等をご活用いただくとともに、要配慮者の意向等を踏まえた対応をお願いいたします。

資格確認書の申請に当たり、高齢者施設等の福祉施設等の利用者については、施設側で本人やご家族等の意向を踏まえて代理申請を行うことが可能ですので、必要に応じ、利用者が加入している保険者に御相談下さい。資格確認書の代理申請については、認知症の方など、意思決定が困難な方についても、ご家族の意向等を踏まえた手続きが可能ですので、施設側からも御案内いただくようお願いいたします。なお、マイナ保険証をお使いの方については、後述のとおり、顔認証付きカードリーダーの改修を行い、この4月から、医療機関等の職員が目視で本人確認を行う際にマイナ保険証で簡単に受付ができることとしておりますので、医療機関等での受付時に御相談下さい。

また、在宅の要介護者等については、介護支援専門員（ケアマネジャー）や自立支援相談員等によるケアマネジメントの中で、マイナ保険証での受診が困難である場合等の本人の状況に応じて、資格確認書の申請が可能である旨の御案内を行っていただくよう御協力をお願いいたします。資格確認書の代理申請は、家族等だけでなく委任を受けた方から行うことができます。また、介護・障害福祉サービスを提供する事業者等からも、サービスの利用に当たってのご家族等との

やりとりの中で、必要に応じ別添1のリーフレットも活用しながら、資格確認書の申請についても呼びかけていただくようお願いいたします。

また、児童についても、児童本人や親権者等による資格確認が難しいなどマイナ保険証の利用が困難な場合には、個別の状況に応じて資格確認書の申請交付の対象となります。児童養護施設等に入所等をしている児童についても、当該児童の親権者から委任を受けた施設職員等が資格確認書の代理申請を行い、資格確認書の交付を受けることは可能ですので、適切に申請がなされるよう周知に御協力をお願いいたします。

(※1) <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001321214.pdf>

2 要配慮者に関するマイナ保険証の取扱いについて

(1) マイナ保険証の利用に関する周知

① 施設内でのマイナ保険証の取扱いについて

福祉施設等におけるマイナ保険証の取扱いについては、上記マニュアル等の中で、マイナンバーカードを施設で預かる際の留意点をお示しているところですが、あわせて、マイナンバーカードの暗証番号の設定や管理に不安がある方の場合、顔認証マイナンバーカード(※2)を取得していただき、それをマイナ保険証として使用していただく運用についてもお示ししております。

暗証番号が設定された通常のマイナンバーカードであっても、施設側で預かる際に、暗証番号までを管理することが求められているものではないため、施設での管理の都合上、必ずしもマイナ保険証の利用登録を解除する必要はなく、マイナ保険証を保有したまま申請により資格確認書の交付が受けられる旨を伝えた上で、ご本人・ご家族等の意向も踏まえてご対応をお願いいたします。

② 医療機関・薬局等でのマイナ保険証の利用について

顔認証マイナンバーカードの場合を含め、マイナ保険証を施設側で預かって利用者が医療機関等を受診する際は、ご本人や付き添いの職員等が暗証番号を把握していなくても、顔認証又は医療機関等の職員の目視確認による方法で受診することが可能です。暗証番号の入力や顔認証が難しい方であっても、マイナ保険証を簡便に利用してそのメリットを受けられる機会が確保されるよう、医療機関等の職員の方が目視で確認を行える方法(目視確認モード)について、本年4月にシステム改修を行ったところです。これにより、今後、目視確認でもスムーズに医療機関等での受付が可能となり、従来の健康保険証や資格確認書のようにマイナ保険証を受付に提出し、医療情報等の提供に対する同意を行った上で、データに基づくよりよい医療が受けられるというメリットを、今までよりも簡単に享受することができます。こういった点の周知に活用できるリーフレット(別添2)を作成しておりますので、こちらも併せて要配慮者の

方々に対する周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さらに、75歳以上の方も含め、要配慮者の方については、マイナ保険証を持っていても、資格確認書の交付を受ける方もいらっしゃるになりますが、マイナ保険証は救急の場面で、病歴や服薬中の薬などを救急隊員に正確に伝えることができ、円滑な搬送先の選定や適切な応急処置の実施に役立つなど、緊急時の備えにもなりますので、ご利用いただける方は是非マイナ保険証を携帯いただくよう、御案内をお願いいたします。

加えて、施設利用者や在宅の要配慮者について、調剤されたお薬をご本人が受け取ることが難しく、代理の方が薬局に受け取りに行く場合、処方箋を提出することで代理での受領が可能です（※3）ので、御承知おき下さい。

（※2）本人確認方法を顔認証または目視確認に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。これからマイナンバーカードを取得する場合だけでなく、既にマイナンバーカードをお持ちであっても切り替えが可能です。

（※3）医療機関で発行された紙の処方箋を提示し調剤を受ける場合、被保険者証記号・番号等及び医療機関から発行された引換番号を提示して電子処方箋により調剤を受ける場合

（2）発行済みの健康保険証の有効期限内における呼びかけ

マイナ保険証をお持ちの方については、全員に対して本人からの申請によらずに保険者の職権で資格確認書を交付することとはされておりませんが、ご自身でマイナ保険証を持っているか（お手元にあるマイナンバーカードを保険証として使うための利用登録が済んでいるか）の確認は、医療機関等の顔認証付きカードリーダーで行うことが可能です。別添1のリーフレットも活用しながら、発行済みの健康保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証の利用登録の状況や、そもそも手元にマイナ保険証（マイナンバーカード）があるかの確認をしていただく、マイナンバーカード自体がない場合には、お住まいの市区町村で（再）発行の手続きを行っていただくか、あるいは資格確認書の申請を行っていただくといった要配慮者への呼びかけをお願いいたします。